

議第109号

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 滋賀の文化財の保存および活用により、県民の文化の発展を図り、併せて県の観光の振興に資するため、滋賀県立琵琶湖文化館（以下「文化館」という。）を大津市浜大津五丁目、浜町および打出浜地先に設置する。

（業務）

第2条 文化館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術工芸品等の文化財その他の資料（以下「文化財等」という。）の収集、保管および展示
- (2) 文化財等に関する調査研究
- (3) 文化財等の保存および活用の支援
- (4) 国内外の関係機関等との文化財等に関する連携
- (5) 文化財等に関する情報の発信および県民と国内外の人々との交流の促進
- (6) 文化財等に関する観光の推進
- (7) 講堂および研修室の提供
- (8) その他文化館の設置の目的を達成するために必要な業務

第3条第1項中「午前9時」を「午前9時30分」に改める。

第4条の見出し中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第1項中「美術品等の撮影、模写、模造等」を「文化財等の熟覧、模写、模造、撮影または原板の使用」に、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第2項第2号中「美術品等」を「文化財等」に改め、同項第3号中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第3項中「規定による」を削り、「美術品等」を「文化財等」に改める。

第5条の見出し中「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条各号列記以外の部分中「規定による」を削り、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「美術

品等」を「文化財等」に、「撮影等」を「特別観覧」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「撮影者等」を「特別観覧者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「前条第1項の許可を受けた者（以下「撮影者等」という。）」を「特別観覧者」に、「同項」を「前条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が特別観覧の目的に違反して特別観覧をしたとき。

第6条第1項中「のうち別表第1に掲げる施設（以下「特定施設」という。）」を削り、同条第2項第3号中「美術品等」を「文化財等」に改め、同項第4号中「特定施設」を「施設」に改め、同条第3項中「規定による」を削る。

第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「（以下「観覧者」という。）は別表第2」を「は知事その都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）
- (2) 学校行事として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者およびこれらの者の引率者

第7条第2項中「特定施設」を「施設」に改める。

第9条各号列記以外の部分および第2号中「規定による」を削り、同条第6号中「特定施設」を「施設」に改める。

第11条第1項第1号中「第2条各号」を「第2条第5号から第7号まで」に改める。

第12条第2項中「規定による」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、管理業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業である場合にあっては、同条第5項に規定する選定事業者を指定管理者として指定することができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、第12条第4項の規定により同項に規定する選定事業者を指定管理者として指定する場合については、適用しない。

第16条第1項中「および観覧者」を削り、「特定施設」を「文化館の施設」に改め、「または観覧」を削り、同条第3項中「別表第1および別表第2」を「別表」に改め、同条第4項中「特定施設」を「施設」に改め、「または観覧」を削り、同条第5項中「または観覧者」を削り、「特定施設の使用または観覧をする」を「施設を使用する」に改める。

第17条を第22条とし、第16条の次に次の5条を加える。

(滋賀県立琵琶湖文化館協議会)

第17条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、文化館に滋賀県立琵琶湖文化館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織等)

第18条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 文化財の保護に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第19条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第21条 第17条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第7条、第16条関係）

区 分	金 額		
	午 前	午 後	全 日
	午前9時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時30分から 午後5時まで

講堂	円	円	円
	13,500	18,000	31,500
研修室	6,800	9,000	15,800

- 注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 講堂または研修室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前9時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によつて算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 講堂または研修室の利用者がその使用に際し、入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（入場料等が1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額）を加算した額とする。
- 5 研修室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）とする。
- 6 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 7 文化館の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

付 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第1項に規定する指定管理者の指定および新条例第15条または第16条第3項の規定による知事の承認ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第12条、第13条、第15条および第16条第3項の規定の例により行うことができる。
- 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成28年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 滋賀県立琵琶湖文化館